

山梨県公報

号外第二十二号

平成十五年

三月三十一日

月 曜 日

目 次

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例

条例のあらまし

山梨県県税条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（税務課）

1 地方税法の一部改正に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。

（一）不動産取得税

（1）平成十五年四月一日から三年間税率を一律三パーセントとする特例措置を設けることとした。

（2）宅地等の課税標準の特例措置を平成十七年十二月三十一日までの取得まで三年延長することとした。

（二）県たばこ税

（1）税率を千本につき百円（旧三級品の紙巻きたばこにあつては千本につき四百八円）引き上げることとした。

（2）平成十五年七月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所
持する一定の業者に対して、手持品課税を実施することとした。

（三）ゴルフ場利用税

地方税法の非課税措置の創設に伴い、税率を軽減する特例措置の対象から当該非課税措置の対象を除くこととした。

（四）自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を講ずることとした。

（五）自動車取得税

（1）低燃費車に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い、ガソリン及び液化石油ガスを内燃機

関の燃料として用いる自動車に限定したうえで、平成十六年三月三十一日まで一年延長することとした。

（2）低公害車（電気自動車（燃料電池車を含む）、天然ガス自動車及びメタノール自動車をいう。）及びハイブリッド自動車の税率を軽減する特例措置を平成十七年三月三十一日まで二年延長することとした。

（3）税率及び免税点の特例措置を平成二十年三月三十一日まで五年延長することとした。

（4）平成十六年自動車排出ガス規制に適合した自動車について、税率を軽減する特例措置を設けることとした。

（5）平成十五年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量がその許容限度より七十五パーセント以上少ない自動車について、税率を軽減する特例措置を設けることとした。

（六）軽油引取税

税率の特例措置を平成二十年三月三十一日まで五年延長することとした。

（七）その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。ただし、1（二）については、同年七月一日から、1（四）については、平成十六年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十七号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を削る。

第六十八条中、「六百九十二円」を「七百九十三円」に改める。

第七十一条第三項中、「当該利用」を「当該ゴルフ場の利用」に、「第二号」を「第一号」に改め、第一号を削り、第二号を同項第一号とし、第三号を削り、同項第四号中「以上」の下に、「七十歳未満」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号中「及びそ

の予選会並びにこれら」及び「(以下「国民体育大会等」という。)」を削り、「国民体育大会等」を、「当該競技会の」に改め、同号を同項第三号とする。

第六條 削除

附則第十条の第二項中、「平成十五年三月三十一日」を、「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中、「を新築する」を、「が新築される」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、次の表の上欄に掲げる計画(当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間にされたものに限る。以下本項において同じ。)(に従つて営業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)(に従つて同表の下欄に掲げる者から営業の譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る不動産で政令で定めるものを取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得がそれぞれ同表の中欄に掲げる認定の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

<p>一 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十号。以下この表において「特別措置法」という。)(第四条第一項に規定する認定事業再構築計画</p>	<p>特別措置法第三条第一項の規定による認定(特別措置法第四条第一項の規定による変更の認定を含む。)</p>	<p>特別措置法第四条第一項に規定する認定事業再構築事業者</p>
<p>二 特別措置法第五条の第二項に規定する認定共同事業再編計画</p>	<p>特別措置法第五条第一項の規定による認定(特別措置法第五条の第二項の規定による変更の認定を含む。)</p>	<p>特別措置法第五条の第二項に規定する認定共同事業再編事業者</p>
<p>三 特別措置法第七条第一項に規定する認定経営資源再活用計画</p>	<p>特別措置法第六条第一項の規定による認定(特別措置法第七条第一項の規定による変更の認定を含む。)</p>	<p>特別措置法第七条第一項に規定する認定経営資源再活用事業者</p>

附則第十条の二第四項及び第五項を削り、同条第六項中、「附則第十条の二第五項」を、「附則第十条の二第三項」に、「を新築する」を、「が新築される」に、「認定事業再構築計画」を、「計画」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十条の三を次のように改める。

(不動産取得税の税率の特例)
第十条の三 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十一条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する不動産の取得が第五十八条第一項若しくは第二項、第六十二条の二第一項又は附則第十条の二第一項若しくは第三項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

附則第十条の四を次のように改める。

第十条の四 削除

附則第十条の五第一項中、「平成十二年一月一日から平成十四年十二月三十一日まで」を、「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」に改め、同条第三項中、「平成十二年四月一日から平成十四年十二月三十一日まで」を、「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」に改める。

附則第十一条中、「同項から同条第七項まで、第九項、第十項、第十四項、第十五項及び第十九項」を、「同項、同条第二項、第四項から第八項まで、第十項、第十一項、第十五項、第十六項及び第二十項」に改める。

附則第十二条中、「同条第六項、第九項、第十二項、第十五項第二号又は第十七項」を、「同条第七項、第十項、第十三項、第十六項第二号又は第十八項」に、「第七十条の四第二十三項若しくは第二十四項」を、「第七十条の四第二十四項若しくは第二十五項」に、「第七十条の四第三項」を、「第七十条の四第四項」に、「第七十条の四第四項」を、「第七十条の四第五項」に改める。

附則第十二条の三第二項中、「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」を、「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」に改める。

附則第十二条の五第一項中、「平成十五年三月三十一日」を、「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中、「平成十五年三月三十一日」を、「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中、「四分の三」を、「四分の一」に改め、「第三項」の下に、「又は第四項」を加え、「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」を、「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中、「平成十五年

三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下本項、第八項及び第九項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が府令で定める許容限度の四分の一を超えない自動車で府令で定めるものの取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第五十条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

附則第十二条の五第九項中「又は第五項」を「、第四項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第三項、第四項又は第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、第五十条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一を控除した率とする。

附則第十二条の六第一項に次の一号を加える。

三 平成五年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成三年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成十六年度

附則第十二条の六第三項中「平成十六年度分の自動車税に限り」の下に「、当該自動車平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十六年度分の自動車税に限り」を加える。

附則第十二条の十四第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の十六第一項中「平成十一年五月一日」を「平成十五年七月一日」に、「八百六十八円」を「九百六十九円」に改め、同条第二項中「平成十一年五月一日」を「平成十五年七月一日」に、「四百十三円」を「四百六十一円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第六十八条及び附則第十二条の六の改正規定並びに附則第四条の規定は同年七月一日から、附則第十二条の六の改正規定及び附則第六条の規定は平成十六年四月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正前の山梨県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第六条の規定は、平成十六年度分までの個人の県民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法第八条の五」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の五」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の山梨県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十五年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第十条の二第三項及び第四項の規定は、同条第三項に規定する営業の譲渡が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

3 新条例附則第十条の五第一項及び第二項の規定は、平成十五年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十条の五第三項の規定は、平成十五年一月一日以後の地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、第七十三条の二十七の二第一項又は附則第十一条第三項に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第四条 平成十五年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に山梨県県税条例第六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同条例第六十八条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第三百三十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地をそれぞれ課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
 - 一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき百一円
 - 二 新条例附則第十二条の十六第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき四十八円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所として、府令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。
 - 一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - 二 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - 三 その他参考となるべき事項
- 4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第十四条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第三百三十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出し、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十六年一月五日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を知事に納付しなければならぬ。

- 6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第六十七条第二項中「前項」とあるのは、「山梨県県税条例の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第三十七号）附則第四条第二項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第六十八条の二、第六十八条の四（第五項を除く。）、第六十八条の五及び第六十八条の六の規定を除く。）を適用する。
- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第六十八条の五の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第六十八条の四第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、府令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。（ゴルフ場利用税に関する経過措置）
- 第五条 新条例第七十一条第三項の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。（自動車税に関する経過措置）
- 第六条 新条例附則第十二条の六第一項及び第三項の規定は、平成十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。（自動車取得税に関する経過措置）
- 第七条 新条例附則第十二条の五第二項から第四項まで、第六項、第八項及び第九項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 2 施行日前の旧条例附則第十二条の五第七項及び第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。